

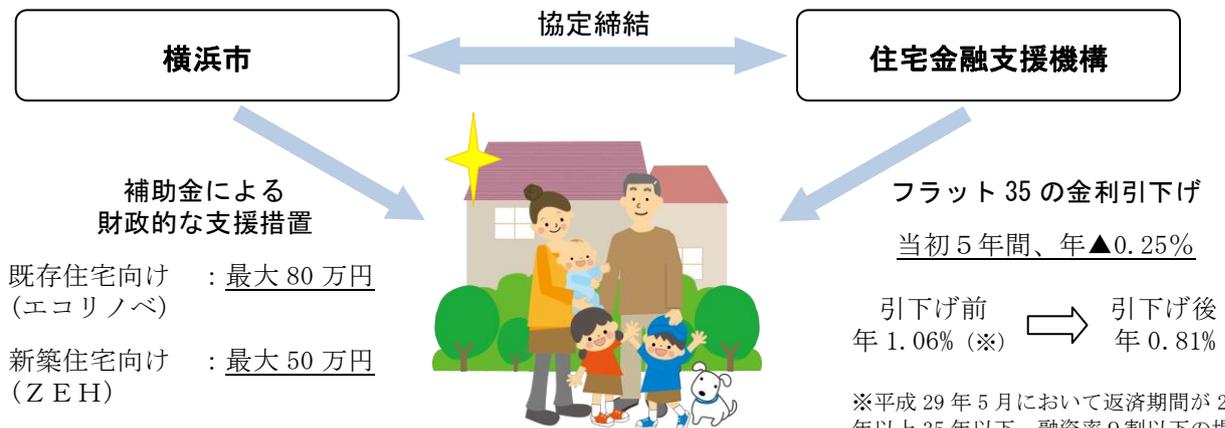
## 子育て世帯の住宅取得支援に向けて、住宅金融支援機構と協定を締結

～ 省エネ住宅関連の補助制度申請者が「フラット 35 子育て支援型」を利用可能に！ ～

横浜市では、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、産まれる前から青少年期までの切れ目のない子ども・子育て支援施策を展開しています。

それらの施策に加え、子育て世帯が必要とする良質で魅力的な住宅の取得支援に向けて、**住宅金融支援機構と本日協定を締結**しました。良質な住宅ストックの形成に向けた横浜市の補助制度「横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助」及び「横浜市 Z E H 普及促進補助」（以下「補助制度」と言う。詳細は別紙参照。）と、住宅金融支援機構が提供する住宅ローン「フラット 35 子育て支援型」の連携により、所定の要件を満たした**補助制度申請者は同住宅ローンの利用対象となり、金利引下げ（当初 5 年間、年▲0.25%）**を受けることができます。

### ■連携イメージ



※平成 29 年 5 月において返済期間が 21 年以上 35 年以下、融資率 9 割以下の場合で取扱金融機関が提供する最も多いフラット 35 の金利

### ■種別・支援内容

種別		①若年子育て世帯による既存住宅の取得	②同居のための住宅取得(新築、既存)	③近居のための住宅取得(新築、既存)
金利引下げ		フラット 35 の金利から年▲0.25%の引下げ(当初5年間)		
取得対象住宅	既存一戸建て住宅(エコリノベ)	○	○	○
	既存共同住宅(エコリノベ)	○	○	○
	新築一戸建て住宅(ZEH)	×	○	○
適用要件	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助制度申請者であること</li> <li>■満 15 歳以下の子供と同居し扶養していること(※)</li> </ul>		
	個別	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請者の年齢が満 50 歳未満であること(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請者世帯と、その直系親族世帯が同居すること</li> <li>■取得住宅の床面積が、一戸建て住宅は 70 m<sup>2</sup>以上、共同住宅は 50 m<sup>2</sup>以上であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請者世帯と、その直系親族世帯が 3 km 以内に居住すること</li> </ul>

※フラット 35 子育て支援型・地域活性化型利用申請書の受理日時点

お問合せ先

建築局住宅政策課長 磐村 信哉 Tel 045-671-2917

## 【別紙】 横浜市の省エネ住宅に関する補助制度

### 1 横浜市ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）普及促進補助

#### (1) 補助対象住宅

横浜市内に新築される一戸建て住宅で、次の①、②の両方の要件を満たすもの。

要件①	ZEH	⇒国（経済産業省資源エネルギー庁）が実施するZEH補助を受けるもの
要件②	CASBEE 横浜[戸建]	⇒Sランク 又は Aランク 達成

#### (2) 補助対象者

新築住宅の建築主 又は 新築建売住宅の購入予定者

#### (3) 補助金額等

補助金額	設備機器費（消費税を除く。）の2分の1【上限金額50万円】
補助件数	約20件

(補助対象となる設備機器の一覧)

省エネルギー設備	空調設備	
	給湯設備	高効率給湯機
		太陽熱利用システム
		燃料電池（エネファーム）
	換気設備	
照明設備		
創エネルギーシステム	再生可能エネルギーシステム（太陽光発電システム等）	
	蓄電システム（定置用リチウムイオン蓄電池）	
エネルギー観測装置（HEMS）		

### 2 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助

#### (1) 補助対象住宅

次の①、②の両方の要件を満たすもの。

- ①横浜市内に存する次に掲げる住宅 ※分譲住宅・賃貸住宅の別を問いません。
  - ・一戸建ての住宅（棟単位）
  - ・共同住宅及び長屋（住戸単位）※寮・社宅は対象外
- ②耐震性能を有する建築物
  - ・昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含む。）
  - ・上記のほか、現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの

#### (2) 補助対象者

対象住宅の所有者 又は 区分所有者

※ 法人、団体及び組合等を含みます。所有者及び区分所有者については、横浜市内の在住又は所在を問いません。

#### (3) 補助金額等（工事に要する費用の3分の1又は下記補助上限金額のいずれか低い方の金額）

補助種別	補助金額（上限金額）	補助件数
① 住宅全ての開口部を断熱改修するエコリノベーション等工事	80万円	30件程度
② ①以外のエコリノベーション等工事	40万円	

#### (4) 補助要件

エコリノベーション等工事として、次の①、②の両方の要件を満たすもの。

- ① 概ね10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事  
（サッシ、床、外壁、屋根（天井）の断熱改修、設備改修）
- ② HEMS（家庭用エネルギー管理機器）の設置工事